

第3章 姫川流域の砂防事業

3.1 砂防事業のはじまり

姫川は、平均河床勾配 1/80 という極めて急勾配の河川であることに加え、姫川に沿ってほぼ南北に走る糸魚川～静岡構造線という脆弱で不安定な地質構造から、土砂災害が繰り返し発生しています。養老二年（718）の清水山地すべり災害の記録をはじめとして、数え切れないほどの土砂災害の事例を有し、姫川という名前とは裏腹な河川でした。

そして、明治 24 年（1891）や明治 25 年（1892）の松川（ガラガラ沢の崩壊）と平川の氾濫により、大きな被害を受けた北城村（現白馬村）は、明治 26 年（1893）長野県に砂防工事の施工をもとめて嘆願書を提出しました（図 3.1）。

そして、明治 30 年（1897）の砂防法制定を経て、昭和 7 年（1932）から農村振興砂防事業

により、源太郎砂防堰堤の工事が長野県により着手されました。これが姫川における砂防のはじまりです。

なお、この源太郎砂防堰堤は、当初高さ 5m、長さ 189m でしたが、2 年後の豪雨による倒壊等を経て、その後嵩上げを行ない、昭和 38 年（1963）完成時には高さ 20m、長さ 235m になりました。

写真 3.1 は、「はじめに砂防ありき」の碑です。この碑は源太郎砂防堰堤（表紙参照）のすぐそばにあり、平川流路工第一期計画完了を記念して建立されたものです。この碑には、「白馬村の歴史をみたととき、絶えず発展の前に砂防事業が行われてきたことを忘れてはいけない」という強い思いが記されています。



図 3.1 明治時代の松川・平川砂防工事の「嘆願書」
 （白馬町百年誌編集委員会，1992）

写真 3.1 「はじめに砂防ありき」の碑，2019 年撮影